



「清流の国 ぎふ」で、  
東京圏からUIJターンして、  
起業する方を応援します！



## 岐阜県地域課題解決型 起業支援金

### 起業支援金の概要

- 補助対象者** 次の要件すべてに該当する方 (※1)
  - (1) **起業** 岐阜県内において、公募開始日から令和元年12月10日までに、個人事業の開業届出又は株式会社等の設立を行い、その代表者として新たに事業を開始する方
  - (2) **移住** 東京23区在住者又は通勤者(直近5年以上)で、岐阜県内への移住者(平成31年4月以降の移住に限る。令和元年12月10日までに岐阜県内移住予定の方を含む。)
- 補助対象事業** (※1)  
岐阜県内で実施する、地域の課題解決に資する社会的事業  
(まちづくりの推進、過疎地域等活性化関連、買物弱者支援、地域交通支援など)
- 補助対象経費**  
補助対象期間中に新たに起業する者が起業に要する経費  
(人件費、店舗等借入費、設備費、原材料費、知的財産権等関連経費、謝金、旅費、委託費、マーケティング調査費、広報費)

**補助金額** 最大 200万円 (補助対象経費の2分の1以内)

**公募期間** 令和元年5月15日(水) ~ 6月21日(金) [当日消印有効]

※1 補助要件(補助対象者、補助対象事業)に関する詳しい内容は裏面をご確認ください。

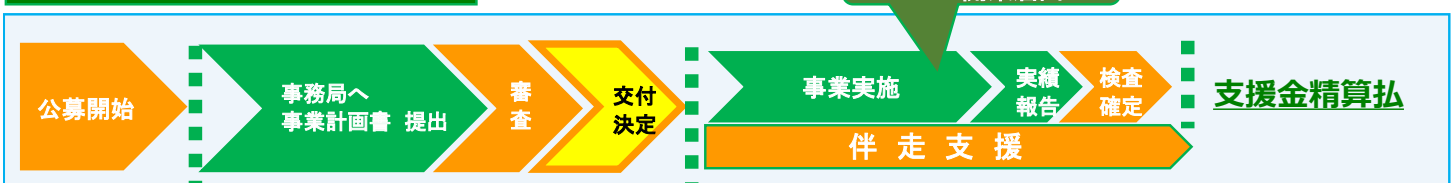
※2 提出書類等詳細については、「募集要項」をご覧ください。

「募集要項」掲載ホームページ <http://www.gpc-gifu.or.jp/>

産経センター



### 起業支援金交付までの流れ



岐阜県地域課題解決型創業支援事業事務局  
公益財団法人 岐阜県産業経済振興センター 産業振興部総合支援課  
電話:058-277-1079 E-mail:kj@gpc-gifu.or.jp

本事業は、地方創生推進交付金及び岐阜県からの補助金により実施します。

# 「岐阜県地域課題解決型起業支援金」補助要件

## 1. 補助対象者

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- ① 公募開始日以降補助事業期間完了日までに、個人事業の開業又は会社(会社法上の株式会社、合同会社、合名会社、合資会社)、企業組合、協業組合、特定非営利活動法人等の設立を行い、その代表者となる者であること。
- ② ①における会社及び個人事業主は、以下の定義に該当する中小企業者であること。

業種分類	定義
製造業その他 <sup>(注1)</sup>	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人事業主
卸売業	資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人事業主
小売業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人事業主
サービス業 <sup>(注2)</sup>	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人事業主

(注1) ゴム製品製造業(一部を除く)は資本金3億円以下又は従業員900人以下

(注2) 旅館業は資本金5千万円以下又は従業員200人以下、ソフトウェア業・情報処理サービス業は資本金3億円以下又は従業員300人以下

- ③ 次のいずれかに該当する者(みなし大企業)でないこと。

(ア) 発行済株式の総数又は出資価額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者。

(イ) 発行済株式の総数又は出資価額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者。

(ウ) 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者。

※ 大企業とは、上記②で定義する中小企業者以外の者であって、事業を営む者をいう。

ただし、中小企業投資育成株式会社法に規定する中小企業投資育成株式会社及び投資事業有限責任組合契約に関する法律に規定する投資事業有限責任組合は除く。

- ④ 以下の移住等に関する要件を満たす者で、岐阜県内に居住していること、若しくは補助事業完了日までに岐阜県内に居住することを予定していること。

### 【移住等に関する要件】

(ア) 移住元に関する要件

次に掲げる事項のいずれかに該当すること。

a 住民票を移す直前に、連続して5年以上、東京23区に在住していたこと。

b 住民票を移す直前に、連続して5年以上、東京圏(埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。)のうちの条件不利地域(※)以外の地域に在住し、かつ、住民票を移す3か月前の時点において、連続して5年以上、東京23区への通勤(雇用者としての通勤の場合にあつては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。)をしていたこと(連続して5年以上通勤していた東京23区の企業等を辞めてから、住民票を移すまでの間に、東京23区外であつて移住先とは異なる都道府県に雇用保険の被保険者として雇用されていた場合は、原則として除く。)

※【一都三県の条件不利地域の市町村】

・東京都: 檜原村、奥多摩町、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村

・埼玉県: 秩父市、飯能市、本庄市、ときがわ町、横瀬町、皆野町、小鹿野町、東秩父村、神川町

・千葉県: 館山市、勝浦市、鴨川市、富津市、いすみ市、南房総市、東庄町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町

・神奈川県: 山北町、真鶴町、清川村

(イ) 移住先に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

a 平成31年4月1日以降に、岐阜県に転入したこと。

b 転入先の岐阜県内市町村に、移住後5年以上、継続して居住する意思を有していること。

(ウ) 日本人である、又は外国人であつて、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。

- ⑤ 法人の登記又は個人事業の開業の届出を岐阜県内で行う者。

- ⑥ 法令順守上の問題を抱えている者でないこと。

- ⑦ 申請を行う者又は設立される法人の役員が、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力との関係を有する者ではないこと。

## 2. 補助対象事業

- ① 岐阜県における地域の課題の解決に資する社会的事業であり、次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 地域社会が抱える課題の解決に資すること(社会性)

(イ) 提供するサービスの対価として得られる収益によって自律的な事業の継続が可能であること(事業性)

(ウ) 地域の課題に対し、当該地域における課題解決に資するサービスの供給が十分でないこと(必要性)

- ② 岐阜県内で実施する事業であること。

- ③ 公募開始日以降、補助事業期間完了日までに新たに起業する事業であること。

- ④ 公序良俗に反する事業でないこと。

- ⑤ 公的な資金の使途として社会通念上、不適切であると判断される事業(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する風俗営業等)でないこと。

**起業支援金の交付決定を受けた方は、移住支援金(単身者:60万円、世帯:100万円)を受給申請することができます。詳しくは、移住先市町村の担当窓口へご相談ください。**